

付：3 無職業者の分類

職業分類は一般に有職業者を分類するものであるが、統計の目的によっては無職業者を分類する体系も存在していることが望ましい場合がある。

ここでは、その一案を参考のために示しておく。

- 1 財産所得による者
 - 1 1 利子・配当・地代などによる者
 - 1 2 年金・保険金などによる者
 - 1 3 その他の財産所得者（財産売却など）
- 2 生活保護法等による者
 - 2 1 公共の給付による者
 - 2 2 民間の給付による者
- 3 社会福祉施設の居住者
 - 3 1 公共施設の居住者
 - 3 2 民間施設の居住者
- 4 家族として扶養を受けている者
 - 4 1 主 婦
 - 4 2 乳幼児（就学前）
 - 4 3 通学者
 - 4 4 老齢者
 - 4 5 主婦以外の家事従事者
 - 4 6 その他扶養を受けている者（身体障害者など）
- 5 その他の無職業者
 - 5 1 在監者
 - 5 2 他に分類されない無職業者

なお、非労働力人口（15歳未満を含む）を把握したい場合は、失業者及び新規求職者を独立又は特掲することが考えられる。